

平成29年第4回定例会 千葉市緑区選挙管理委員会会議録

| | | | | | | |
|---------|---|-------------------------|-------|-------|-----|-------|
| 1 日 時 | 平成29年4月18日（火） 午後5時00分～午後5時35分 | | | | | |
| 2 場 所 | 千葉市緑区選挙管理委員会室 | | | | | |
| 3 出席委員 | 委員長 | 岡本 利一 | 委員 | 岩坂 展子 | | |
| | 委員 | 小峰 敏和 | 委員 | 鈴木 敬二 | | |
| 4 出席書記 | 事務局長 | 角川 誠次 | 選挙班主査 | 石井 健一 | 選挙班 | 角田 芳樹 |
| | | | | | | |
| 5 議 題 | 報告第 9号 | 千葉市緑区選挙管理委員会規程の一部改正について | | | | |
| | 議案第35号 | 選挙管理委員会における議事録について | | | | |
| | 議案第36号 | 選挙人名簿の抹消者について | | | | |
| | 議案第37号 | 選挙人名簿の抄本の閲覧状況について | | | | |
| | 議案第38号 | 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について | | | | |
| 6 議事の概要 | <p>(1) 報告第 9号 千葉市緑区選挙管理委員会規程の一部改正について 千葉市緑区選挙管理委員会規程の一部改正については、原案のとおり承認された。</p> <p>(2) 議案第35号 選挙管理委員会における議事録について 選挙管理委員会における議事録については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(3) 議案第36号 選挙人名簿の抹消者について 選挙人名簿の抹消者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(4) 議案第37号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況について 選挙人名簿の抄本の閲覧状況については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(5) 議案第38号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(6) その他 次回会議の開催は、平成29年5月13日午後2時00分と決定した。</p> | | | | | |
| 7 会議経過 | <p>(1) 報告第 9号 千葉市緑区選挙管理委員会規程の一部改正について 事務局：区役所の組織改正に伴う、規定の整備を行ったものである。 質 疑：特になかった。</p> <p>(2) 議案第35号 選挙管理委員会における議事録について 事務局：近年の情報公開制度への意識の高まりなどに伴い、報告や議案に対して発言要旨を含めて審議結果として公開していくよう改める。 質 疑：特になかった。</p> <p>(3) 議案第36号 選挙人名簿の抹消者について 事務局：前回の委員会時の名簿登録者数から、死亡者、住所移動により4ヶ月を経過した者及び誤載者を、本日付けで選挙人名簿から抹消する。 質 疑：特になかった。</p> | | | | | |

7 会議経過

(続き)

(4) 議案第37号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

事務局 : 公職選挙法第28条の4第7項の規定により、平成28年度の選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表するものである。

小峰委員 : 目的外に使われた場合の個人情報の取扱いはどうなっているか。

事務局 : 公職選挙法第28条の4第1項で、目的外利用が禁止されており、同法255条の4で、違反した際の過料が規定されている。

(5) 議案第38号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

事務局 : 公職選挙法第30条の12の規定により準用する法第28条の4第7項の規定により、平成28年度の在外選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表するものであるが、平成28年度は閲覧がなかった。

質 疑 : 特になかった。